

見守り 新鮮情報

事例1 父が亡くなり**葬儀**を行う予定だが、出席者は**家族のみ**で7人しかいないのに、葬儀社から**新型コロナ対策**のため3密を避けて**大ホール**で行うと言われた。小ホールとは何十万円も費用に差がある。(女性)

事例2 夫の**葬儀**をした際、通常の葬儀費用に加え、**新型コロナ対策**として衛生管理費を請求された。支払ったが、新型コロナ対策を理由にこのような請求は認められるのか。(女性)



©Kurosaki Gen

コロナ禍の葬儀 感染対策で高額になることも

ひとこと助言



見守るくん

申し込み前に
確認!

- 葬儀では費用に関するトラブルが多くみられますが、コロナ禍の感染対策などで、通常では掛からない費用がさらに追加されるなどのケースがあります。
- 葬儀社との打ち合わせは喪主だけでなく、親族などと複数人で行い、申し込む前に見積書で納得できる内容や費用であるかを、よく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第397号 (2021年7月6日) 発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)
相談専用電話 **829-1234** または **消費者ホットダイヤル 188**
時間 **10時~17時 (土日祝も可)**